修繕工事を実施する施工業者さんへ ~見積書等の作成のお願い~

流山市では、令和元年台風15号等で被災した住宅の修繕工事 に係る補助金制度を創設しました。依頼主さんは、この補助金を 受けて修繕工事を実施します。

この補助金を受けるためには、所定の書類が必要となりますので、以下の要領で作成をお願いいたします。

施工業者さんに作成していただきたい書類

(記載例を参考にしてください。)

- ① 会社の指定の見積書
- ② 補助金申請用の見積書「【参考様式3】修理見積書|
- ③ 「【参考様式1】耐震性等の向上に資する補修確認書 | ※

※参考様式1は、屋根・外壁・柱・小屋組み・基礎・土台等の工事を行う場合に必要です。

修繕工事には、補助対象のものと対象外のものがあります。

対象となる部位

- ・屋根(葺き材、下地)
- ・雨どい
- ・外部に面する扉、窓、ガラス
- ・内装材(下地材、壁紙*、畳*等)
 - ※壁紙、畳等の修繕は、下地材 の修繕に伴うものに限ります。
- ・柱、床、外壁、土台、基礎
- ・上下水道、ガス等の配管
- ・電気配線・換気設備
- ·**衛生設備**(便器、浴槽等)
- ・給湯設備(電気・ガス給湯器)

対象とならない部位

- ・家電製品(エアコン等)
- ・家具(造付け家具含む)
- ・照明器具、テレビアンテナ
- ・外構(カーポート、物置等)

対象とならない工事

洗浄・消毒・防蟻処理 壊れていない部分の改修、交換 解体工事のみ

詳細については、別紙「災害救助法 応急修理 対象内外工事事例」をご覧ください。

ご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

流山市役所 建築住宅課(市役所第2庁舎2階) 電話番号 04-7150-6088